

令和 6 年 7 月

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会

建築士事務所登録申請改正内容は下記のとおりです

新規登録・更新登録・変更届・廃止届の際は、最新版をダウンロードし提出してください

改正日	改正内容									
R6.7.1	<p>①第五号様式(第一面)「現登録年月日及び登録番号」欄、平成→令和に変更 ②添付書類(二)「建築士事務所の整備報告書」備品欄、一部修正 ③変更届・廃止届「登録年月日」欄、令和とする</p>									
R4.10.1	<p>①新規登録時の、提出書類大幅減 ②変更届・廃止届の副本が不要となり全書式各1部提出のみ ③新規・更新の副本を郵送による返却を希望する場合は、返信用封筒(返送先住所、必要な額の切手を貼付)を必ず同封</p>									
R3.4.1	<p>①書式の順番等大幅に変更 ②建築士法施行規則改正に伴い署名、押印不要 ③登録申請手数料変更(一級・二級・木造)</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和 3 年 3 月 31 日迄</th><th>令和 3 年 4 月 1 日から</th></tr></thead><tbody><tr><td>一級 新規・更新</td><td>15000 円</td><td>17000 円</td></tr><tr><td>二級・木造 新規・更新</td><td>10000 円</td><td>12000 円</td></tr></tbody></table> <p>事務所登録証明書 1 通 420 円変更なし</p> <p>④法人登録の場合 添付する「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」は 原本【法務局で取得したもの】が正本に必要 ⑤法人登録の場合「役員名簿」は監査役、会計参与、監事及び組織上の支店長等は除く。以前(令和 3 年 3 月 31 日)までは、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に記載されている役員全員(監査役含む)を役員名簿に記入していた ⑥新規登録の場合 添付する「住民票」は原本【役場等で取得したもの】が正本に必要</p>		令和 3 年 3 月 31 日迄	令和 3 年 4 月 1 日から	一級 新規・更新	15000 円	17000 円	二級・木造 新規・更新	10000 円	12000 円
	令和 3 年 3 月 31 日迄	令和 3 年 4 月 1 日から								
一級 新規・更新	15000 円	17000 円								
二級・木造 新規・更新	10000 円	12000 円								
R2.10.1	健康保険証の記号・番号にマスキングを施すこと									
R1.12.1	建築士法改正に伴い(ニ)誓約書が変更									